

内航定期備船契約書

船主

(以下船主
という)

(以下備船
者という)

との間において

(以下本船
という) につき下記及び裏面の条項に基づき備船契約を締結する。

① 船舶表示	船名	船舶番号及び び信号符字		
	ふりがな	船籍港		
	内航許可番号	中間検 第1種	昭和 年 月 日	
	製造年月	年 月	昭和 年 月 日	
	船級	査期日 第2種	昭和 年 月 日	
	総トン数	トン	定期検査期日	昭和 年 月 日
	積載総重量トン数	キロトン	満載吃水	平均 メートル
	船内載貨容積	ベール 立方メートル グレーン 立方メートル	主機関の種類 及び出力	
	満載航海速力	1時間約 漣	燃料消費高	1昼夜に付 重油約 キロリ ットル
	常備燃料庫		通信設備	
ウインチの種類、 力及び数	約	デリックの 力及び数		
② 航行区域				
③ 備船開始場所	港	港間	船主任意	
④ 備船開始期日	昭和 年 月 日以降			
⑤ 解約期日	昭和 年 月 日午後5時	本船が左記日時までに備船開始の準備を整えないときは、備船者は、本契約を履行するも無償解除するも任意とする。		
⑥ 船主の通知義務	備船開始場所及び予定日を 日前備船者に通知のこと			
⑦ 備船期間	備船開始の時より向う 間、但し 日間延長、 日間短縮備船者任意			
⑧ 備船料	1 暦月間			
⑨ 備船料支払日・場所・方法	毎 月 日 において前払のこと			
⑩ オーバータイム	備船者が船員をして時間外その他特別の労務に従事させたときは、 { あらかじめ示された船主規定により } その報酬を支給する。 { 1 暦月間 円也として }			
⑪ 備船終了場所	港	港間	備船者任意	
⑫ 備船者の通知義務	備船終了場所及び予定日を 日前船主に通知のこと			
⑬ 備船者のオフハイヤー 時間の延長通知	オフハイヤー終了後 日以内 (第14条参照)			
⑭ 長期オフハイヤーに 対する備船者の解除通知	オフハイヤー時間が残存備船期間の3分の1経過後 日以内 (第15条参照)			
⑮ 中間及び定期検査による オフハイヤー開始及び終了場所	港	港間		
⑯ 燃料受渡値段	備船開始の際毎	備船終了の際毎	の割	
⑰ 罐水受渡値段	備船開始及び終了の際毎トンの割			
⑱ 炊事用燃料値段	毎月 毎	の割	船主負担	
⑲ 荷役用具に関する協定費目				
特約条項				

本契約を証するため本書

通を作成し、各自記名調印して、

がこれを保有する。

昭和 年 月 日

において

船主

備船者

仲介人

第1条 【**续航能力**】船主は、本船が船体堅牢強固、機関完全で、相当の附属品及び設備と適当の船員とを備え安全に航海ができることを保証し、本契約期間中表記の状態を保持しなければならない。

第2条 【**重量積載力**】船主は、満載吃水線を超えない範囲で、本船の積載力が貨物、燃料、罐水（罐内水を除く）、飲料水、スター、食料品を合せて表記の積載総重量トン数を下らないことを保証する。もしこのトン数を積載できないときは、備船料を按分通減する。

第3条 【**運送用の船腹**】船主は、船員の室、船具、器具、食料品及び本船に必要な備品を容れる場所を除き、船艙その他一切をもつて備船者指定の運送に従事する。

第4条 【**碇泊場所**】本船は、備船者の指示に従い、安全に碇泊できる限りいずれの場所でも積荷又は揚荷を行わなければならない。

第5条 【**費用の負担区分**】船主及び備船者は、それぞれ次の費目を負担する。
【**船主負担費目**】船員の給料、食料、飲料水、治療看護費、船員雇入雇止手続に要する諸費用その他船員に関する諸費用、船体保険料、P・I・A保険料、修繕費、本船に係る諸税金、附通船料の半額、本船に要するペイント、油類その他の消耗品、普通荷役に要するロープスリング、オフハイヤー時間中船主のために要した港費その他余分の費用
【**備船者負担費目**】燃料、罐水、マット、ダンネージ、甲板積木材に要するスタンションその他積荷に関する諸費用、貨物積揚に要する人夫賃、解賃、タリー及びウィンチマン費用その他貨物積揚に関する一切の費用、運送契約に係る諸税金、諸手数料、代理店料、港税、灯台料、棧橋料、曳船料、運河通航料、水先料、浮標料その他港則により支出を要する一切の費用、港則により本船及び積荷に対する消毒に要する諸費用、備船者又はその代理者が本船の備船終了準備整頓した旨を船主又は船長に通知したときは、船主は、遅滞なく本船を受取らなければならない。

第6条 【**備船開始並びに終了**】船主又は船長が本船の備船開始準備整頓した旨を備船者又はその代理者に通知したときは、備船者は、遅滞なく備船を開始しなければならない。また備船終了の際は、備船者又はその代理者が本船の備船終了準備整頓した旨を船主又は船長に通知したときは、船主は、遅滞なく本船を受取らなければならない。

2 備船開始並びに終了の際における本船の受渡は、原則として午前7時から午後5時までの間に行う。

3 備船開始並びに終了のときは、本船船内を掃除し直ちに積荷に着手しても差支ないよう準備整頓していなければならない。

4 前3項の規定は、中間及び定期検査のためのオフハイヤー開始並びに終了の場合に、準用する。

第7条 【**備船料の計算**】備船者は、備船開始の日時より起算し1暦月間（備船開始日時より翌月の応当日時まで、但し、応当日を欠くときの応当日は翌月最終日の応当日とし、翌々月の応当日は備船開始の日時に還元する）につき表記のとおり本契約期間終了まで毎月同一の割合をもつて備船料を船主又はその代理者に支払わなければならない。但し、立替金、燃料代金その他船主の負担たるべき費用があるときは、最終の半か月分に限り後払とすることができる。

2 1暦月に満たない期間の備船料は、その備船料起算日時から翌月の応当日（応当日を欠くときの応当日は翌月最終日の応当日）までをもつて1暦月とした日数により日割計算とする。

3 本船船長が各地において借入れた船用金及び立替金は、備船料と差引計算する。

4 備船料の支払日が祭日又は日曜日に当たるときは、その翌日支払うものとする。

第8条 【**備船料支払の遅延**】備船者が備船料の支払をしないときは、船主は、なんらの催告もしないで直ちに備船を停止するか又は本契約を解除することができる。これによつて備船者が損害を蒙ることがあつても、船主は、その責に任じない。

第9条 【**積荷の留置**】船主は、備船料その他本契約に基づき備船者に対して生じた債権につき積荷を留置し、かつ、その支払を受けるため積荷を競売することができる。

第10条 【**船長その他の船員**】船主は、船長その他の船員にできるだけ迅速に航海をさせ、また本船の航海、積荷その他必要な事項に関し、備船者の業務を極力援助させなければならない。

2 船主は、船長に甲板部及び機関部操縦要日誌又はこれに代えて備船者の指定する書類を各航海の終りに備船者又はその代理者に提出させなければならない。

3 備船者が船長その他の船員の行為につき不満のため交代を要求したときは、船主は、直ちにその事実を取調べ、至当と認める場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。

第11条 【**船荷証券の発行その他**】備船者は、自己又はその代理者の指示に従い船長のなした船荷証券（類似証券を含む）の記名調印、貨物の受渡、管理その他本船の運送契約上必要な行為に関しては、その結果につき責任を負う。

第12条 【**オフハイヤー**】船体・汽機・汽罐の掃除または破損、衝突、座礁、火災、検査（中間及び定期検査を含む）、入渠、修繕、船員の雇入雇止手続、船員のストライキその他本船の事故により時間の損失が生じたときは、本船が原状に復し再び業務につくまでに費した時間並びに前記事由により生じた離陸及び航海距離の延長に費した時間に対する備船料並びに燃料及び罐水は、船主の負担とする。但し、その時間が1回12時間未満であるときは、この限りでない。この場合といえども、船主は、第10条第1項の趣旨に基づきできるだけ時間の損失を防止するよう努めなければならない。

2 前項但書の規定は、中間及び定期検査の場合には、適用しない。

3 前払を受けた備船料のある場合は、船主は、その内のオフハイヤー時間に該当する割合の金額を遅滞なく備船者に返還しなければならない。

4 天候不良又は積荷に関する出来事のため本船が避難又は寄港した場合は、その時間はオフハイヤーとしない。

5 船体・機関又は属具に関する破損若しくは瑕疵により航海中速力が低下した場合には、そのために要した航海時間の延長に対する備船料並びに余分に消費した燃

料及び罐水代を備船料から控除する。但し、航海時間の延長が12時間未満であるときは、この限りでない。

第13条 【**船底掃除**】本船が入渠後6か月以上を経過し表記の速力を持続できないときは、船主は、備船者の請求により、船底掃除を行わなければならない。

2 前項の船底掃除に要した費用並びにその間に費した時間に対する備船料、燃料及び罐水は、船主の負担とする。

第14条 【**オフハイヤー時間の延長**】備船者は、第12条の事由によるオフハイヤー時間（通常の中間及び定期検査によるものを除く）及び前条による船底掃除に要した時間を本契約予定満期日以後に延長することができる。但し、オフハイヤー時間が通算して30日を超える場合には、その2分の1を超えて延長することはできない。

2 備船者が前項の規定により時間の延長をしようとする場合には、その都度表記の期間内に船主に通知しなければならない。

第15条 【**長期オフハイヤーによる解除**】第12条の事由によるオフハイヤー時間（通常の中間及び定期検査によるものを除く）が引き続き残存備船料期間の3分の1を超えたときは、備船者は、本契約を無償解除することができる。この場合、備船者は、表記の期間内に解除するか否かを船主に通知しなければならない。

第16条 【**相互免責**】官憲又はこれに類する者の抑留その他の処分、内乱、暴動、海賊、船員の匪行、ストライキ、火災、衝突、座礁、座礁、沈没、投荷その他の天災不可抗力により生じた損害に対しては、当事者互にその責に任じない。

第17条 【**船主免責**】船主は、船長その他の船員の航海上の過失により生じた積荷の損害については、その責に任じない。

2 船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるのほか、積荷の過不足損傷に対して、その責に任じない。

3 船主は、船長その他の船員の適当な注意の不足によるのほか、汽罐の破裂、シヤブの折損又は船体・機関若しくは属具の隠れた瑕疵による備船者の損害に対しては、その責に任じない。

4 備船者が人夫を雇入れた場合においても、作業についてはすべて船長の指図に従わなければならない。但し、船主は、人夫の過失に対して、その責に任じない。

第18条 【**損害の補償**】備船者の責に帰すべき事由により船体又は属具に損傷が生じた場合、船主又は船長は、速かに備船者にその損害の状況を通知し、妥当と認められるものについては、備船者は、これを補償しなければならない。

第19条 【**貨物に関する制限**】備船者は、船主の承諾を得なければ、本船に引火性、発火性、爆発性、有毒性その他これに類する危険物を積載することはできない。

2 備船者は、貨物を甲板上に積載することができる。その数量及び積付については、船長の指図に従う。

第20条 【**航行に関する制限**】備船者は、変乱又は封鎖の状態にある港湾若しくは場所へ本船を航行させることはできない。

2 備船者は、船主の承諾を得なければ、本船を一般航海者が危険と認める時期に結氷港又は流氷区域に航行させることはできない。船体保険料の割増を要する区域の航行についても、また同様である。

3 備船者は、船主の承諾を得なければ、本船に曳船させることはできない。

第21条 【**流行病地**】流行病による検疫又は消毒のため停船中の備船料及びその費用は、その原因が船主又は船長の雇入れた船員の発病に係るときは、船主の負担とし、また備船者より乗組ませた者の発病に係るときは、備船者の負担とする。但し、発病の原因が備船者が本船を公認された流行病地に寄港させたことに基づくときは、同地発航後20日以内はその発病者が何人であつても、すべて備船者の負担とする。

2 前項に掲げる備船料及びその費用は、その原因がいずれにあるか判明しがたい場合又は流行病地の公認が本船がその港に碇泊中又は発航後において発表された場合には、船主及び備船者がこれを折半して負担する。

第22条 【**共同海損**】共同海損は、西暦1950年のヨーク・アントワープ規則に従つてこれを処理する。

2 備船料は、共同海損を分担しない。

第23条 【**海難救助**】海難救助による報酬は、船員に対する報酬、これがため費した時間に対する備船料及び消費した燃料その他一切の費用を控除して生じた損益額を船主及び備船者互に折半する。但し、海難救助のために費した時間は本契約期間に算入する。

2 前項の規定は、漂流物取得の場合に準用する。

第24条 【**燃料及び罐水残高**】備船開始の際本船の有する燃料及び罐水は、表記の割合で備船者がこれを船主から買取り、また備船終了のときは、その残高を表記の割合で船主がこれを備船者から買取る。

第25条 【**再備船**】備船者は、本契約に抵触しない範囲で本船を他に再備船することができるが、本契約上の船主に対する責任を免れることはできない。この場合、備船者は、成約後遅滞なく船主に通知しなければならない。

第26条 【**本船の喪失**】本船の存否が60日間以上わからないときは、本船の確認された最後の存在の時をもつて本契約は終了するものとし、備船料の前払があつたときは、船主は、遅滞なく備船者に精算返金しなければならない。

第27条 【**契約の本質**】本契約は、条文及び用語のいかんにかかわらず賃貸借契約ではない。

第28条 【**契約違反**】本契約に違反したものは、これによつて生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

第29条 【**仲裁**】本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、社団法人日本海運集會所（東京）に仲裁判断を依頼し、その選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2 仲裁人の選定、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集會所の海事仲裁規則による。